

## 公立大学法人山梨県立大学安全保障輸出管理規程

(令和7年4月1日制定 法人第2904号)

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

2 この規程に定めるもののほか、本学における輸出管理については、外国為替及び外国貿易法及びその他関係法令の定めるところによる。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本学の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）並びに学生等が、本学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「居住者」とは、外為法第6条第1項第5号に規定する居住者をいう。
- (3) 「非居住者」とは、外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。
- (4) 「特定類型該当者」とは、外為法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (5) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (6) 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (7) 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (8) 「相手先」とは、技術の提供にあつては当該技術を利用する者、貨物の輸出にあつては当該貨物の需要者をいう。
- (9) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (10) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (11) 「キャッチオール規制技術等」とは、外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (12) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術

等に該当するか否かを判定することをいう。

(13) 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引の相手先及び相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

(14) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

(15) 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。

(16) 「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

(17) 「ホワイト国」とは、輸出令別表第3に掲げる国をいう。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。

(2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(最高責任者)

第5条 本学の輸出管理における最高責任者は、理事長とする。

2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者の命を受け、本学における輸出管理業務を統括させるため、輸出管理統括責任者（以下、統括責任者）という。）を置く。

2 統括責任者は、理事（研究担当）をもって充てる。

3 統括責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 輸出管理の基本方針及び基本施策に関すること。

(2) 技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可に関すること。

(3) 輸出管理について必要な指示等を行うこと。

(4) 輸出管理業務に係る研修及び監査に関すること。

(5) 特定類型該当者の把握に関すること。

(6) その他輸出管理の統括に関する業務に関すること。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の命を受け、本学における輸出管理業務を掌理させるため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、事務局長をもって充てる。

3 管理責任者は、統括責任者を補佐し、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 統括責任者の指示等の部局内への周知徹底

(2) 技術又は貨物の該非判定に係る確認

(3) 取引審査の部局における承認

(輸出管理アドバイザー)

第8条 本学に、輸出管理に関する指導、助言を得るために輸出管理アドバイザーを置くことができる。

2 輸出管理アドバイザーは、統括責任者が学内又は学外の専門的知識を有する者から選出することができる。

3 管理責任者及び輸出管理アドバイザーは、教職員等からの輸出管理に関する相談に応じ、輸出管理手続が円滑に行われるよう努めるものとする。

(輸出管理委員会)

第9条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 管理責任者
- (3) 学部長、研究科長及び専攻科長
- (4) その他委員長が必要と認めた者

(事前確認)

第10条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2 管理責任者の承認を受けた「事前確認シート」は、経営企画課を通じて統括責任者に提出し、確認を受けるものとする。

3 第1項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第11条（該非判定）、第12条（用途及び需要者の確認）の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手続を行わなければならない。

4 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第11条 取引を行おうとする教職員等は、該非判定を行いその結果について管理責任者による確認を受けなければならない。また、管理責任者はこの判定結果を統括責任者へ報告するもの

とする。

- 2 統括責任者は、前項による判定結果に不明・疑義がある場合は、これについて委員会に諮る等、適切な方法により最終確認を行うものとする。

(用途及び需要者の確認)

第12条 取引を行おうとする者は、前条により非該当と判断され、かつ、相手先がホワイト国以外である場合は、キャッチオール規制技術又はキャッチオール規制貨物に該当するか否かの判断を行い、その結果について管理責任者による承認を受けなければならない。また、管理責任者は、この判定結果を統括責任者へ報告するものとする。

- 2 管理責任者は、前項における判定にあたり、大量破壊兵器等の開発等の懸念の有無を確認しなければならない。また、相手先が国連武器禁輸国・地域である場合は、通常兵器の開発等に用いられる懸念の有無についても確認しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項による判定結果に不明又は疑義がある場合は、これについて委員会に諮る等、適切な方法により最終確認を行うものとする。

(取引審査)

第13条 管理責任者は、教職員等が行おうとする取引が次の各号に該当する場合、取引審査の一次審査を行い、統括責任者に結果を報告するものとする。

(1) 第11条により、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当すると判定され場合

(2) 第12条により大量破壊兵器等（国連武器禁輸国・地域にあつては通常兵器を含む。）の開発等に用いられる恐れがあることが確認された場合

(3) 大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられる恐れがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合

(4) 第1号及び第2号に該当するか否かについて不明又は疑義がある場合

- 2 統括責任者は、一次審査の報告があった場合には、前項第1号から第4号までの内容を踏まえ、当該取引の可否について二次審査を行うものとする。
- 3 統括責任者が当該取引について、委員会での二次審査が必要と判断した場合は、委員会を招集し二次審査を実施する。
- 4 国内における取引であっても輸出等が行われることが明らかな場合には、第1項と同様の手続を行うものとする。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第14条 管理責任者は、前条に規定する取引審査の結果、輸出等について経済産業大臣の許可を得る必要がある場合は、直ちに統括責任者を通じて最高責任者に報告しなければならない。

- 2 前項による報告を受けた最高責任者は、直ちに経済産業大臣の許可を得るための申請手続を行うものとする。
- 3 取引を行おうとする者は、経済産業大臣の許可が得られるまでの間、当該輸出等を行ってはならない。

(技術の提供)

第15条 取引を行おうとする者は、審査の手続が終了していること及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、取引を行おうとする者は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を受けていることを併せて確認しなければならない。

3 取引を行おうとする者は、前項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

#### (貨物の輸出)

第16条 取引を行おうとする者は、貨物の輸出を行うときは、審査の手続が終了していること及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、取引を行おうとする者は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出である場合には、当該許可を受けていることを併せて確認しなければならない。

3 取引を行おうとする者は、前項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。

#### (学生等が技術の提供又は貨物の輸出をするときの取扱い)

第17条 学生等が技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするときは、主として教育・研究指導を行う教職員等が当該学生等の協力を得て、この規程に定める手続を行わなければならない。

#### (事故対応)

第18条 取引を行おうとする者は、貨物の輸出を行うときにおいて通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、管理責任者を通じて、統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の報告があったときは、その内容を調査し、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講じるものとする。

#### (文書管理)

第19条 取引を行おうとする者は、輸出管理の手続に必要な文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 輸出管理に係る文書は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、7年間保管しなければならない。

#### (教育)

第20条 統括責任者及び管理責任者は、外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員等に対し輸出管理の研修等を行うものとともに、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

2 統括責任者は、管理責任者に対し、輸出管理に関し必要な情報の提供に努めるものとする。

3 管理責任者は、教職員等に対し、輸出管理に関する理解を深め、意識の高揚を図るために必要な情報の提供に努めるものとする。

4 教職員等は、学生等に対し輸出管理に関する理解を深め、意識の高揚を図るために必要な教

育を行うよう努めるものとする。

(監査)

第21条 統括責任者は、本学における輸出管理が外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、業務の監査を行うよう努めなければならない。

(通報及び報告)

第22条 教職員等及び学生等は、外為法等若しくはこの規程に違反したとき、又は違反したおそれがあることを知ったときは、管理責任者を通じて速やかに統括責任者にその旨を通報しなければならない。

2 統括責任者は、前項の通報があったときは、当該通報の内容を調査し、その結果を最高責任者に報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告において、外為法等若しくはこの規程に違反している事実が明らかとなったとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに管理責任者に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(懲戒)

第23条 教職員が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則に基づき懲戒処分の対象とする。

(事務)

第24条 輸出管理に関する事務は、関係部局等の協力を得て経営企画課において処理する。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

### 技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

記入年月日: 年 月 日

申請者	(フリガナ)		所属・職名	
	氏名		E-mail	

※学会参加の場合は【】内について記載してください

相手先氏名 【学会名】		国名 【開催国】	
提供予定の 技術の内容 【発表テーマ】		相手先の 所 属 【大会名】	
		取引予定期間 【参加期間】	~
輸出貨物の名称 (機器・試料 等の名称)		用途 (貨物の輸 出の場合)	

\* 貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者(利用者)についてご記入ください。

該当する事項にチェックを入れ(☒・☑)、裏面(自己判定)のチェックを行ってください。

技術の提供
  貨物の輸出 (  自作品(改造機器、試料を含む)  購入品 )

以下は、裏面(自己判定)のチェックにおいて、作成要となった場合のみ作成してください。

【相手先に関する懸念情報】 ※裏面(自己判定)の『I』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等(開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。)に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

以下、申請者は記入不要

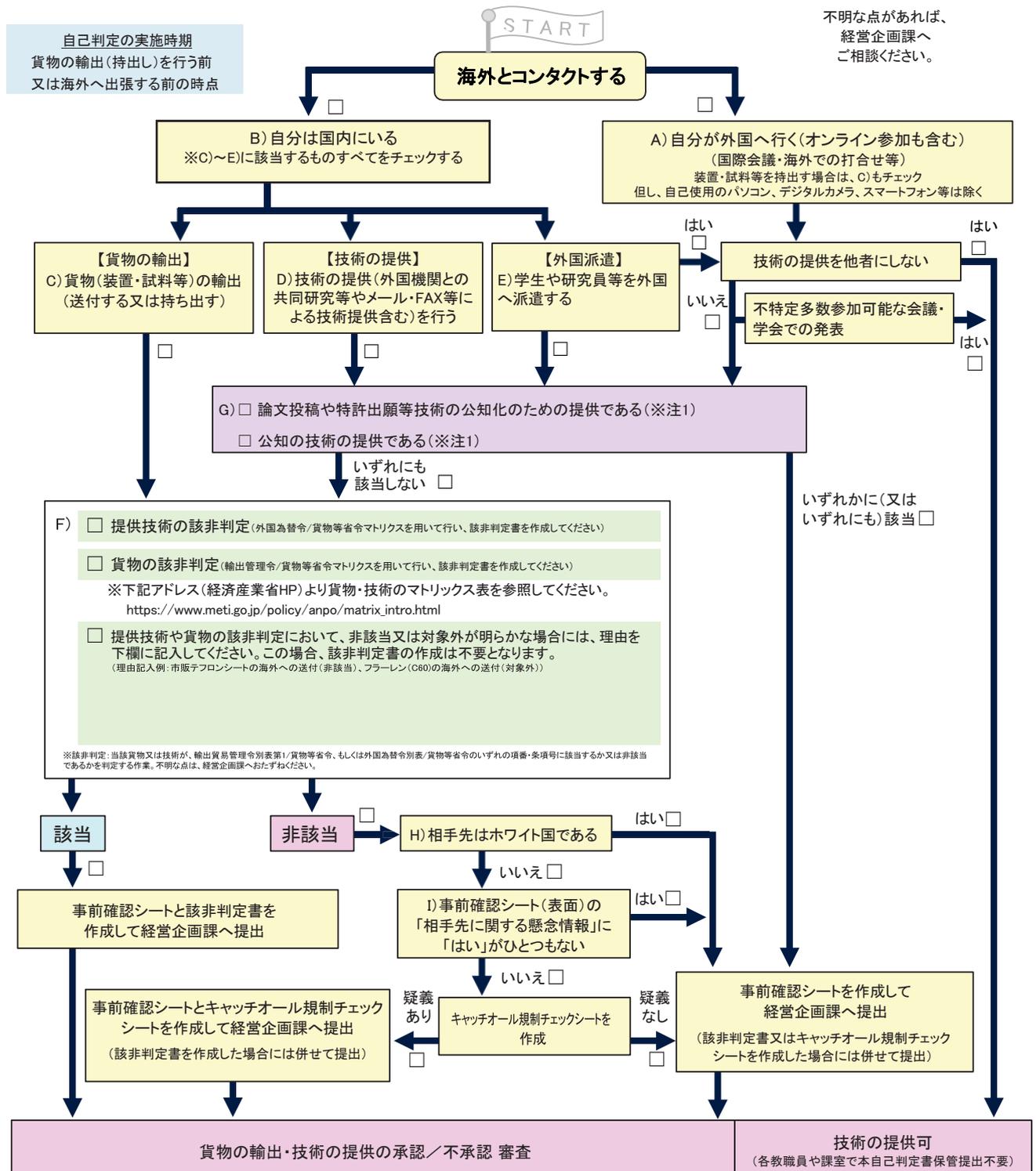
上記の事前確認内容を輸出管理責任者が 年 月 日に確認し、以下のとおり判定いたします。

取引可  審査申請書の作成を要する

[コメント]

## 技術の提供・貨物の輸出に関する自己判定

以下のフロー図に従って□にチェック(☒・✓)を入れてください。



※注1: 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引の例

- ◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- ◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ◆あらかじめ設定された見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
- ◆ソースコードが公開されているプログラムの提供
- ◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

外国人(研究者・留学生・見学者等)受入れの事前確認シート

記入年月日: 年 月 日

申請者	(フリガナ)		所属・職名	
	氏名		E-mail	

受入予定人物の氏名		出身国(国籍)	
提供予定の技術の内容(概要)		受入予定人物の所属先	
		受入予定期間	~
受入予定人物の本学での身分等	<input type="checkbox"/> 留学生 ( <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 連携交流学生 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 研究者・教員 ( <input type="checkbox"/> 本学で雇用(職名等: ) <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> 海外からの研究員・研修生 <span style="float:right">※2名以上の場合は、別途参加者リストを作成し添付してください。</span>		

■以下を記述する前に、裏面(自己判定)のチェックを行ってください。

以下は、裏面(自己判定)のチェックにおいて、作成要となった場合のみ作成してください。

〔相手先に関する懸念情報〕 ※裏面(自己判定)の『E』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織(留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。)が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織(民間企業・組織を含む)による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

以下、申請者は記入不要

上記の事前確認内容を輸出管理責任者が 年 月 日に確認し、以下のとおり判定いたします。

- 取引可  審査申請書の作成を要する

[コメント]



## 該非判定書

記入年月日： 年 月 日

申告者	(フリガナ)		所属・職名	
	氏名		E-mail	

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等級	
---------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
2	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
3	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
3の2	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
4	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
5	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
6	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
7	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
8	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
9	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
10	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
11	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
12	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
13	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
14	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
15	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
「該当する」欄が 1か所以上ある		すべて「該当しない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに☒を付けてください。

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

※「該当する」に☒を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に☒を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。



本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）  
又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（ します・ しません）

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、  
本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様(性能)の対比表

該非判定書に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様(性能)との対応関係は以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様(性能)
項番	項目	項番	項目		

技術／貨物の該非判定結果  該当  非該当

※記載にあたっては、以下の事項を満たしてください。

- ・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様(性能)との対比を明らかにすること。
- ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・技術／貨物の仕様(性能)などが分かる資料を添付すること。

(様式第3-2号 記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と  
技術・貨物の仕様(性能)の対比表

該非判定書に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様(性能)との対応関係は以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様(性能)
項番	項目	項番	項目		
第4項 (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であって、経済産業省令で定めるもの	第16条 第5項	外為令別表4の項(5)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		・2,000～2,500度の温度範囲 ・15,000～20,000度パスカルの絶対圧力  以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。  したがって、該当。

技術／貨物の該非判定結果     該当     非該当

様式第4号

キャッチオール規制チェックシート

記入年月日: 年 月 日

申請者	(フリガナ)		所属・職名	
	氏名		E-mail	

「用途」チェックリスト

以下の用途に用いられることを知るに至ったかを確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出又は技術の提供に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者又は技術提供先から連絡を受けたかについても確認すること。

核兵器の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の化学製剤もしくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
別表行為	① 核燃料物質もしくは核原料物質の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	② 核融合に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	③ 原子炉又はその部分品もしくは附属装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	④ 重水の製造	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑤ 核燃料物質の加工	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑥ 核燃料物質の再処理	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	⑦ 以下の行為であって、軍もしくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	a 化学物質の開発もしくは製造	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	b 微生物もしくは毒素の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	c ロケットもしくは無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	d 宇宙に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	国連武器禁輸国・地域向けの場合で通常兵器の開発、製造もしくは使用	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

「需要者」チェックリスト

① 外国ユーザーリストのチェック

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
-------------------------	--

② 需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出又は技術の提供に関する契約書もしくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて以下の確認をすること。	
核兵器の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
軍用の化学製剤もしくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

明らかガイドラインチェックリスト

(大量破壊兵器用途に用いられないことが確かか)

※ 取引形態等から見て設問が当てはまらない場合は「-」にチェックをつけること。

1. 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
2. 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
3. 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
4. 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内もしくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
5. 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
6. 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
7. 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
8. 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
9. 通常必要とされる関連装置の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
10. 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
11. 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
12. 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などから見て異常がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
13. 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
14. 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
15. 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
16. 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
17. 外国ユーザーリスト(最新のもの)に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」通達1の(3)に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物 例等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること。)が一致しない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -
18. その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等の取引上の不審点がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> -

審査申請書(技術の提供・貨物の輸出用)

記入年月日: 年 月 日

申請者	(フリガナ)		所属・職名	
	氏名			E-mail

【案件の概要】

件名	
技術名・貨物 (型名等)	(金額: )
該非判定 (1項～15項)	<技術> <input type="checkbox"/> 外為令別表: 項 号に該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <貨物> <input type="checkbox"/> 輸出令別表第1: 項 号に該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 不明・疑義
仕向地(国名)	<input type="checkbox"/> ホワイト国 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> その他
契約先	名称
	所在地
需要者 ・利用者	名称 (軍事機関該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
	所在地
用途	内容( ) <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍事関連 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明・疑義
	資料 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無
客観要件	I.大量破壊兵器キャッチオール規制 非ホワイト国向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合、 ① 大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「用途」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ② 大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「需要者」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③ ( ②が「はい」の場合) 明らかガイドラインに関するチェックリストに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	II.通常兵器補完的輸出規制 国連武器禁輸国・地域の場合、 ① 通常兵器補完的輸出規制に係る「用途」チェックリストに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ② ( ①が「はい」の場合) 用途要件の除外に関するチェックリストに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	III.客観要件の確認に、不明な点または疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
インフォーム要件	経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
取引経路	→ →
契約予定月	年 月 (取引・輸出予定月: 年 月)

以下、申請者は記入不要

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 特例(少額、その他) <input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 包括許可 <input type="checkbox"/> 個別許可 <input type="checkbox"/> 許可例外 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認
取引承認条件	
上記判定理由	

審査申請書(外国人(研究者・留学生・見学者等)受入れ用)

記入年月日: 年 月 日

申請者	(フリガナ)		所属・職名	
	氏名			E-mail

【外国人に教育・提供する技術の概要】

受入予定者	氏名(英字)	
	出身国(国名)	<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
	出身組織	※HPアドレスを記載( )及び/又は資料を添付すること。
教育・提供予定技術の該非判定(1~15項)	外為令別表: 項 号(貨物等省令: 条 項 号)※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の予定/希望勤務先(知っていれば記入)	名称(英字)	※HPアドレスを記載( )及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途[留学生等の場合、卒業後の予定/希望進路での用途](知っていれば記入)	内容( ) <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他	
	資料: <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無	
客観要件	I.大量破壊兵器キャッチオール規制: 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定/希望勤務先が、輸出令別表第3の地域以外の国(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ◆キャッチオール規制チェックシートの ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③(②が「はい」の場合、)明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	II.通常兵器キャッチオール規制: 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定/希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ◆キャッチオール規制チェックシートの ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	III.客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定/希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

以下、申請者は記入不要

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 特例(少額、その他) <input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 包括許可 <input type="checkbox"/> 個別許可 <input type="checkbox"/> 許可例外 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認
取引承認条件	
上記判定理由	

年 月 日

## 誓 約 書

公立大学法人山梨県立大学 理事長 殿

所属 \_\_\_\_\_

(署名)

氏名 \_\_\_\_\_

貴学に入学(採用)等の上は、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員(受入教員)に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約します。

- 一 研究上の技術情報を在学(在職)中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを在学(在職)後に提供することが在学(在職)中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学(在職)中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを在学(在職)後に輸出することが在学(在職)中に明らかとなった場合

以上

Date:     /     /

## **Pledge**

To: President, Yamanashi Prefectural University

Address \_\_\_\_\_

Full name:  
(Signature) \_\_\_\_\_

I hereby pledge that if, upon enrollment to or employed or any as such by Yamanashi Prefectural University, I will neither provide nor carry out a possession of the University to outside without permission. If either of the two following cases applies, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student or a researcher). In addition, if deemed necessary, I shall implement the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.

1. In the case where I wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan during enrollment or employment or any as such at Yamanashi Prefectural University or it becomes obvious during this period that I may provide such information after withdrawing or leaving from Yamanashi Prefectural University.
2. In the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during enrollment or employment or any as such at Yamanashi Prefectural University or it becomes obvious during this period that I may export the aforesaid items after withdrawing or leaving from Yamanashi Prefectural University.